

各都道府県総務部（局）長
（公務災害担当課扱い）
各指定都市人事主管局長
（公務災害担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正について（通知）

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第45号）が平成31年3月31日付けで公布され、同年4月1日から施行されました。

今回の改正は、毎月勤労統計の再集計等に伴い、労働者災害補償保険制度において追加給付するための保険給付等の額を定める省令改正及び当該改正に係る告示を行うことに併せ、地方公務員災害補償制度においても、これと同様に、追加給付するための補償及び福祉事業（以下「補償等」という。）の額を定めるための特例を設けるものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いします。

記

1 改正の趣旨

労働者災害補償保険制度においては、平成31年3月31日までに算定された保険給付等の額について、給付基礎日額を再計算し、平成31年4月以降追加給付することとしていることから、地方公務員災害補償制度においても、これと同様に、平成31年3月31日までに算定された補償等の額について、平均給与額を再計算し、追加給付する必要が生じた。

そのため、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）に第52条（平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例）の規定を設ける改正を行ったものである。

なお、当該改正に係る告示については、平成31年3月31日付けで告示され、同年4月1日から施行されている（平成31年4月22日付総行安第29号「地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件（他7件）の制定又は一部改正について（通知）」参照）。

2 改正の内容

平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等のうち、平成31年4月1日前に算定された平均給与額を基礎として支払われた補償等の額（以下「改正前の補償等の額」という。）を、平成31年4月1日以後に算定された平均給与額を基礎として支払われる補償等の額から改正前の補償等の額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及びその差額に総務大臣が定めた率（以下「加算率」という。）を乗じて得た額（以下「加算額」という。）を改正前の補償等の額に加えた額とするものである。

3 施行期日
平成31年4月1日

4 非常勤職員等の取扱いについて

今回の改正に伴い、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく条例による補償を受けるべき非常勤職員等についても、同様の措置がなされるべきものであるため、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）」（昭和42年11月27日付け自治給第84号）の一部改正（案）を添付したので、実務の参考とされたい。

5 その他

- 平成31年3月31日付け号外特第7号で官報掲載された「地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令」において、以下のとおり誤りがあったため、平成31年4月22日付け第7493号で正誤の内容を告示している。

ページ	二
行	一〇
誤	平成十八年四月一日から平成
正	平成

- 追加給付の対象人数及び対象金額等については、今後調査（別途依頼）を予定している。
- 各地方公共団体におかれては、追加給付の対象となる職員の把握に努めるとともに、当該職員やご遺族等にもこの旨を周知するほか、対象となる事案が生じる可能性がある場合にも、厚生労働省における対応も参考に、ホームページ等により周知されたい。
- 追加給付の実施のために必要な情報については、必要に応じ、別途提供を行う。

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
担当：森谷係長、小松事務官
電話：03-5253-5560（直通）

各都道府県総務部（局）長 殿
（市町村担当課、区政課扱い）

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正について（通知）

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第45号）が平成31年3月31日付けで公布され、同年4月1日から施行されました。今回の改正は、毎月勤労統計の再集計等に伴い、労働者災害補償保険制度において追加給付するための保険給付等の額を定める省令改正及び当該改正に係る告示を行うことに併せ、地方公務員災害補償制度においても、これと同様に、追加給付するための補償及び福祉事業（以下「補償等」という。）の額を定めるための特例を設けるものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いします。

なお、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く）及び一部事務組合等に対しても、この旨を周知くださるようお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

労働者災害補償保険制度においては、平成31年3月31日までに算定された保険給付等の額について、給付基礎日額を再計算し、平成31年4月以降追加給付することとしていることから、地方公務員災害補償制度においても、これと同様に、平成31年3月31日までに算定された補償等の額について、平均給与額を再計算し、追加給付する必要が生じた。

そのため、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）に第52条（平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例）の規定を設ける改正を行ったものである。

なお、当該改正に係る告示については、平成31年3月31日付けで告示され、同年4月1日から施行されている（平成31年4月22日付総行安第29号「地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件（他7件）の制定又は一部改正について（通知）」参照）。

2 改正の内容

平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等のうち、平成31年4月1日前に算定された平均給与額を基礎として支払われた補償等の額（以下「改正前の補償等の額」という。）を、平成31年4月1日以後に算定された平均給与額を基礎として支払われる補償等の額から改正前の補償等の額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及びその差額に総務大臣が定めた率（以下「加算率」という。）を乗じて得た額（以下「加算額」という。）を改正前の補償等の額に加えた額とするものである。

3 施行期日
平成31年4月1日

4 非常勤職員等の取扱いについて

今回の改正に伴い、地方公務員災害補償法第69条の規定に基づく条例による補償を受けるべき非常勤職員等についても、同様の措置がなされるべきものであるため、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）」（昭和42年11月27日付け自治給第84号）の一部改正（案）を添付したので、実務の参考とされたい。

5 その他

- 平成31年3月31日付け号外特第7号で官報掲載された「地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令」において、以下のとおり誤りがあったため、平成31年4月22日付け第7493号で正誤の内容を告示している。

ページ	二
行	一〇
誤	平成十八年四月一日から平成
正	平成

- 追加給付の対象人数及び対象金額等については、今後調査（別途依頼）を予定している。
- 各地方公共団体におかれては、追加給付の対象となる職員の把握に努めるとともに、当該職員やご遺族等にもこの旨を周知するほか、対象となる事案が生じる可能性がある場合にも、厚生労働省における対応も参考に、ホームページ等により周知されたい。
- 追加給付の実施のために必要な情報については、必要に応じ、別途提供を行う。

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
担当：森谷係長、小松事務官
電話：03-5253-5560（直通）

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公 印 省 略)

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正案について（通知）

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第45号）が平成31年3月31日付けで公布され、同年4月1日から施行されました。
今回の改正は、毎月勤労統計の再集計等に伴い、労働者災害補償保険制度において追加給付するための保険給付等の額を定める省令改正及び当該改正に係る告示を行うことに併せ、地方公務員災害補償制度においても、これと同様に、追加給付するための補償及び福祉事業（以下「補償等」という。）の額を定めるための特例を設けるものです。
つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いします。

記

1 改正の趣旨

労働者災害補償保険制度においては、平成31年3月31日までに算定された保険給付等の額について、給付基礎日額を再計算し、平成31年4月以降追加給付することとしていることから、地方公務員災害補償制度においても、これと同様に、平成31年3月31日までに算定された補償等の額について、平均給与額を再計算し、追加給付する必要が生じた。

そのため、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）に第52条（平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例）の規定を設ける改正を行ったものである。

なお、当該改正に係る告示については、平成31年3月31日付けで告示され、同年4月1日から施行されている（平成31年4月22日付総行安第29号「地方公務員災害補償法施行規則第3条第7項の規定に基づき総務大臣の定める額を定める件（他7件）の制定又は一部改正について（通知）」参照）。

2 改正の内容

平成31年4月1日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等のうち、平成31年4月1日前に算定された平均給与額を基礎として支払われた補償等の額（以下「改正前の補償等の額」という。）を、平成31年4月1日以後に算定された平均給与額を基礎として支払われる補償等の額から改正前の補償等の額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及びその差額に総務大臣が定めた率（以下「加算率」という。）を乗じて得た額（以下「加算額」という。）を改正前の補償等の額に加えた額とするものである。

3 施行期日

平成31年4月1日

4 その他

- 平成31年3月31日付け号外特第7号で官報掲載された「地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令」において、以下のとおり誤りがあったため、平成31年4月22日付け第7493号で正誤の内容を告示している。

ページ	二
行	一〇
誤	平成十八年四月一日から平成
正	平成

- 追加給付の対象人数及び対象金額等については、今後調査（別途依頼）を予定している。
- 追加給付の対象となる職員の把握に努めるとともに、当該職員やご遺族等にもこの旨を周知するほか、対象となる事案が生じる可能性がある場合にも、厚生労働省における対応も参考に、ホームページ等により周知されたい。
- 追加給付の実施のために必要な情報については、必要に応じ、別途提供を行う。

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
担当：森谷係長、小松事務官
電話：03-5253-5560（直通）

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）の一部を改正する規則（案）（昭和四十二年十一月二十七日自治給第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔第二十七条 略〕</p> <p>（平成三十一年四月一日の前日までの間に支給すべき事由が生じた補償等の特例）</p> <p>第二十八条 平成三十一年四月一日の前日までの間に支給すべき事由が生じた条例の規定による補償及び福祉事業（以下この項において「補償等」という。）のうち、平成三十一年四月一日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた補償等の額（条例の規定による年金たる補償並びに第十七条の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金（以下この項において「年金たる補償等」という。）にあつては、条例第十六条において例によることとされる地方公務員災害補償法第四十条第三項に規定する支払期月（同項ただし書に規定する場合にあつては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。）にそれぞれ支払われた額の合計額）は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び第三号に掲げる額を第二号に掲げる額に加えた額とする。</p> <p>一 平成三十一年四月一日以後に算定された補償基礎額を基礎として支払われる額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）</p> <p>二 平成三十一年四月一日前に算定された補償基礎額を基礎として支払われた額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額）</p> <p>三 次のイ又はロに掲げる補償等に関する区分に従い、当該イ又</p>	<p>〔第二十七条 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>

<p>はロに定めるところにより算定される額</p> <p>イ 年金たる補償等 第一号の支払期月にそれぞれ支払われる額から第二号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として知事（市町村長）が定める率を乗じて得た額の合計額</p> <p>ロ 年金たる補償等以外の補償等 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、同号に掲げる額が支給された日を基準として知事（市町村長）が定める率を乗じて得た額</p> <p>2 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、実施機関が定める。</p>	
--	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

○総務省令第四十五号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第七項の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月三十一日

総務大臣 石田 真敏

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>〔第五十条 略〕</p> <p>〔第五十二条 平成十八年四月一日から平成三十一年四月一日の前日までの間に支給すべき事由が生じた法の規定による補償及び福祉事業（以下この項において「補償等」という。）のうち、平成三十一年四月一日前に算定された平均給与額を基礎として支払われた補償等の額（法の規定による年金たる補償並びに第三十八条の規定による年金たる傷病特別給付金、障害特別給付金及び遺族特別給付金（以下この項において「年金たる補償等」という。）にあつては、法第四十条第三項に規定する支払期月（同項ただし書に規定する場合にあつては、同項ただし書の規定により支払うものとされる月。以下この項において「支払期月」という。）にそれぞれ支払われた額の合計額）は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）及び第三号に掲げる額を第二号に掲げる額に加えた額とする。</p> <p>一 平成三十一年四月一日以後に算定された平均給与額を基礎として支払われる額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われる額の合計額）</p> <p>二 平成三十一年四月一日前に算定された平均給与額を基礎として支払われた額（年金たる補償等にあつては、支払期月にそれぞれ支払われた額の合計額）</p> <p>三 次のイ又はロに掲げる補償等に関する区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより算定される額</p> <p>イ 年金たる補償等 第一号の支払期月にそれぞれ支払われる額から第二号の支払期月にそれぞれ支払われた額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、当該年金たる補償等の支給の対象とされた月を基準として総務大臣が定める率を乗じて得た額の合計額</p> <p>ロ 年金たる補償等以外の補償等 第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に、同号に掲げる額が支給された日を基準として総務大臣が定める率を乗じて得た額</p> <p>2 前項に定めるもののほか、同項の規定による支給の実施のために必要な事項は、基金が定める。</p>	<p>〔第五十条 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月三十一日（号外特第七号）目次欄中
（原稿誤り）

二 第二項 第一項第三号
平成三十一年三月三十一日（号外特第七号）公布
総務省令第四十五号（地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令）
（原稿誤り）

三 一〇平成十八年四月平成
一日から平成